

広島県「減らそう犯罪」推進会議設立総会発言概要

● 県知事あいさつ

本県を取り巻く治安情勢は、強盗など凶悪な犯罪が増加し、特にひったくりや侵入盗難など県民に身近な犯罪が多発している。また、暴走族等少年非行集団に関わる問題もあるなど、本当に厳しい状況にある。

治安の悪化に対し強い危機感を抱き、昨年12月に、県民の安全を考える基本的な条例として「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を上程し、本年1月1日から施行となった。

条例に基づき、県、市町村、県民、事業者及び関係団体等が自由に意見を交換し相互に協力して犯罪の起これりにくいまちづくりを進めるための推進体制として、この会議を設立することとなった。

今回初めての試みとして、大学生にもご参画いただいた。私自身、会長を務めさせていただき、皆様方に犯罪の起これりにくいまちづくりを進め、犯罪を減らすための忌憚のないご意見を出していただきたい。

● 県内の治安情勢等説明【戸田生活安全部長】

～治安情勢～

最初に、刑法犯の全国的な認知件数であるが、平成5年が約180万件、平成14年が285万件と、この10年間で刑法犯が約100万件増加している。刑法犯の昨年中の総数285万件余りの罪種別については、全体の83.4パーセントが窃盗犯。殺人、強盗などの凶悪犯は0.4パーセント。窃盗犯の認知件数の内訳は、「非侵入盗」が53.2パーセント、そのうち「車上狙い」が18.7パーセント。自転車やオートバイ、自動車盗等の「乗り物盗」が全体の32.6パーセントを占めている。

県内の刑法犯の認知件数は、この10年間、全国と同様、右肩上がりに認知件数が増加をしている。昨年、5万9,000件余りの刑法犯が発生。平成5年に比べ36パーセント程度増加。

昨年春から「減らそう犯罪！」と県民の皆様に訴え、その増加率に一定の歯止めがかかった。

全国と広島の強盗事件の認知件数の推移は、昨年、全国で強盗は6,984件、平成5年が2,466件で、2.8倍の増加。広島でも10年前に比べ、45件、68パーセントの増加。

ただ、ひったくりの広島県の認知件数は、一昨年以来暴走族に対する集中的な取締りを実施した結果、やや減少傾向となった。

身近な犯罪の認知件数については、「乗り物盗」は20パーセント余り、街頭犯罪の「ひったくり」「車上狙い」も当県では減少している。ただ、街頭犯罪のうち「自動販売機荒し」そして「器物損壊」、合計すると1年間で4,351件と大幅な増加をしている。

来日外国人による犯罪については、全国で平成13年には1万4,000人余りを検挙。平成4年に比べ、55パーセントの増加となり、県内では、昨年、檢

挙人員が約140人と、この10年間で最多を記録している。平成5年に比べ、2.5倍以上となっている。

特に窃盗犯については、1年間で100人を検挙するなど、来日外国人による地方都市を狙った犯罪が多発したことが分かる。

少年犯罪は、少年人口が減少しているにもかかわらず、増加傾向はあるものの、県内の少年犯罪は、平成10年をピークにやや減少している。

暴走族の推定勢力については、暴走族が一番多かった平成11年の428人に比べ、昨年末で163人減少。現在では265人と推定。

暴走族の検挙状況は、県内では4,041人を検挙。そのうち929人を逮捕。逮捕人員はここ数年、全国1位となっている。

諸外国との犯罪情勢の比較では、殺人をみると、人口10万人当たりの犯罪率からいえば、日本が1、アメリカが6.8、イギリスが2.7、フランスが3.41、ドイツが3.48となっている。犯罪率からいえば、先進欧米国に比べ、まだ治安は保たれているとも言える。

しかし、犯罪率が欧米諸国に近づきつつあるというのも現実であり、大きな政治課題の一つとなっている。

～条例の概要～

条例名をカギ括弧付きの「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例としたのは、県民の皆様にこの運動が浸透しつつあるということ、そして親しみやすく身近に感じていただいているということで、少しユニークであり、条例名にした。

本条例は、一言で言えば、犯罪の機会を減らすことによって犯罪者に犯罪を起こさせないこと、つまり犯罪の起りにくいまちづくりをしようという条例である。

そのために、「ひと」、「場所」、「物」という3つの要素を考え、前文と8章23条から構成をした。前文には、犯罪の発生する背景、今取り組むべき決意などを盛り込んでいる。

第1条は目的、第2条は県の責務、第3条は県民の責務、第4条は事業者の責務、第5条に「減らそう犯罪の日」を定めた。

第2章は推進体制で、第6条は体制の整備、第7条は地域安全推進指導員等の委嘱を規定している。

第3章は地域における犯罪防止活動等への支援を規定している。第8条は地域における自主的な犯罪防止活動への支援、第9条は学生等による自主的な犯罪防止活動への支援、第10条は犯罪発生情報等の提供を定めている。

第4章では、学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保等を規定している。第11条に学校等における安全の確保、第12条に学校等における安全対策の推進体制の整備を定めている。

第5章は犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及、第6章は犯罪の防止に配慮した住宅の普及等について規定をしており、県による普及や指針の策定などについても定めている。

第7章は、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及について規定しており、県民に身近で、かつ、犯罪被害に遭いやすい「物」に対する対策について定めている。

第20条は犯罪の防止に配慮した自動車等の普及で、自動車等の製造又は販売を業とする者は、イモビライザーなど防犯機器を装備するなど、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及に努めるものとすると定めている。第21条は犯罪の防

止に配慮した自動販売機の普及について定めて、第22条は犯罪の防止に配慮した錠前の普及について定めている。

第8章は雑則、指針の策定手続等であります。県は指針を定め又は変更したときは、これを公表することを定めている。以上が条例の概要である。

次のページには、この条例の概要を図示している。

● 推進会議設立趣旨及び規約説明【加藤防犯指導室長】

～設立趣旨～

県条例の第6条を根拠とし、総合的な取組を進めるための推進母体として、広島県「減らそう犯罪」推進会議を立ち上げるという趣旨。

趣意書では、誰もが犯罪被害に遭わない安全な社会は日常生活を営む上での基盤であること、次に社会の匿名性の増大や社会における連帯意識の希薄化、さらには有害情報の氾濫などを背景に、日常生活の場において犯罪が増加し、看過できない状況になっている。これは本県でも例外ではない。よって、犯罪の起こりやすい環境が広がりつつある現状を認識するとともに、県民と行政が一体となって犯罪を防止するための取組を進めることが必要不可欠であるとしており、犯罪の起こりにくい広島県づくりを進めるために、この推進会議を設立することを表している。

～推進会議規約～

推進会議規約案については、要点のみを説明すると、第1条名称で、条例の名称の趣旨に倣い、また、他の県民会議との混同を避けるという意味から、広島県「減らそう犯罪」推進会議としている。第2条は目的で、条例第6条に基づき、県、市町村、県民、事業者等が自由に意見を交換し、相互に協力し合って、犯罪の起こりにくいまちづくりのための総合的な取組を進めることとしている。第3条及び第4条は推進会議の構成と会議の運営についてであり、会長職には県知事、会長を補佐するものとして副会長をおくこととし、会議は会長が必要に応じて招集することや、会長に事故があるときには副会長がその職務を代行することなどを定めている。第5条は幹事会についてであり、本推進会議の円滑な運営を図るための助言、指導及び協力をを行うこととしており、構成員は別紙2、16ページのとおり。

第6条は事務局で、本条例の事務を担当しております生活安全企画課で対応することとしている。その他第7条で雑則を定めている。

● 協議「犯罪減少の数値目標設定について」

★ 県知事

厳しい治安情勢に立ち向かい、犯罪を減少させるため各方面でご活躍されておられる皆様方に忌憚のない自由なご意見を頂き、有効な方策に役立ててまいりたいと考えている。

それでは、「犯罪を減らすための具体的な目標設定」について協議を進める。施策を進める上での目標を設定することは重要なことである。暴走族対策については、暴走族勢力の半減、暴走族による集行為の一掃、暴走行為の半減

という3つの具体的な目標を掲げて取り組んでいる。犯罪の起りにくいまちづくりのために総合的な取組を進めていく上において、具体的な犯罪減少の数値目標を設定する必要がある。

まずは、竹花副会長の方から数値目標についてどのようにお考えかご意見をお願いする。

★ 竹花副会長

1つの施策を打ち上げ、何らかの目標を持って取組むことが成果をあげる上で大事なことだと私は思っている。目標を具体的に考えるのは、非常に難しいことであるが、「県民の治安に対する意識の変化」という表により、一応私の方から、こういう考え方もあるということを示させていただく。

この資料は、今後県が行う重点施策について要望をとり、その中に高齢者対策、雇用等々27項目の行政の内容が書かれており、それについて「3つ大事だと思うのを選んでください。」というのと、とにかくまず「一番重要だと思うものを選んでください。」というアンケート調査がされた。

平成14年、一番最近のもので19.1パーセントの方が3つの要望の中に犯罪防止対策が掲げており、これは、27の要望項目の中で5番目に多いものである。それから、一番重要と思うという方が6.7パーセントおられるということになっている。昭和60年からずっと見ると、平成7年に伸び、その後平成8年に少し下がったが、平成11、12、14年と高い状況が続いている。

平成7年というのは、最近の治安をめぐるターニングポイントとなっておりまして、具体的な事案として、オウム真理教による地下鉄サリン事件が平成7年の3月に発生している。これ以降、急速に全国的にも治安の問題への関心が高まり、全国の世論調査の中でも「日本が誇れるものは何ですか」という世論調査に対して、治安はかねてから一番を示していたが、平成7年の調査以降、1位から転落をして4、5位以降になっている。その意味で平成7年というのが1つの大きなものと思う。ただ、広島県の場合、平成12年の調査結果が非常に高くなっているのは、西鉄のバスジャック事件が5月に発生して、その後の調査だったということもあるのだろうと思う。

1つの目安としては、この広島県においても平成7、8年ころの数値に戻すということが、治安の復活あるいは安全神話の復活といった内容に相応しいものと考える。平成14年の犯罪の発生件数の3割を減らしていくということがだいたいの目標になる。しかしながら、これを1年で実現するのは非常に難しい。3年くらいかかり県民の皆さんと一緒にになってやっていければいいのではないかと思っている。

今後3年間で平成14年の3割減、具体的には4万件そこそくらいの数字になればいいのではないか、それを目標にしてはと考えている。それが可能なのかどうかということについて考えておかなければいけないが、厳しいが可能性はあると考えている。厳しいというのは、実は去年も4月以降、犯罪を減らそうということで、随分取組んできたが、結局終わってみると、わずかマイナス0.4パーセントに過ぎなかった。内部では、犯罪を減らすのは容易ではないという認識を非常に強く持っているが、県民が総参加をしてやっていただくのは条例ができたこれからではないか、警察一人の努力ではなく多くの県民の方々のご参加がこれから期待できるので、あるいは関係の行政機関等の努力もこれからあるわけですので、こうした点が加わっていけば3割減という

のは不可能ではないと考えるに至った。

これは一つの提案である。

★ 戸田委員

会議にこの3割減を提案する我々には非常に葛藤があった。これは警察の約束というのではなくこの推進会議の目標として定めるものである。それにしても達成できなかつたときにはどうなるんだろうかということもあった。

この数字を出すことに悩んだこともある。広島県の約6万件の犯罪発生の中で、乗り物盗、あるいは車上狙い、自動販売機荒し等が相当の割合を占めている。これは県民と一緒にになってやれば減らせる数字ではなかろうかと考えるに至つた。

★ 青木委員

昔、警察担当をやっており、事件担当の方にとって、かなり厳しい数字だと思う。

ただ一方、今、話があつたように、乗り物盗とか自転車盗等は、防犯登録をきっちりしたりとか。いろいろなことをきっちり守つていき、着実にそのあたりのことをやっていけば、可能性のある数字かなというような気がする。

★ 池内委員

目標がないといけないということはよく分かるが、この推進会議の規約では、「総合的な取組を推進する。」となっており、更に「会議はこれ。」「運営はこれ。」「幹事会はこれ。」とあるが、もう少し何をどうするのかというのが、この推進会議のところでは見えてこない。そういう面からして、目標とのつながりはどうなるのかということが疑問である。

暴走族が急速に減ってきたのは、条例を作つて、糧になる罰則の強化を行つたその結果である。ここで取り上げている問題は、単に精神的な問題とか、あるいは、まちづくり・家づくりの物理的な問題だけで解決するというのか、もう一つ、暴走族対策のように罰則の強化や、取締りの強化が減少につながるといった、総合的な検討をしないと、目標をいくらにするというのは非常に難しいのではという感じがする。

作ることに反対しているわけではなく、それは確かに必要だと思うが、そのためにはもう少しその辺りの組立てが必要であるという感じがする。

★ 竹花副会長

この推進会議の役割については、条例の第6条に推進体制の整備というのがあり、抽象的ではあるが、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するためということがある。この推進会議はそういうことを実施することが目的だというふうに、条例の本文で書かれている。

規定上はこの文言を具体化したものはおいていないが、目標を立てるというのは、そうした総合的な取組の実施の一つの手法ということで考えている。

それから、二つ目の点は、暴走族対策は確かに罰則を作つて、い集の問題について対処したことがあるが、もう一つの手法として、市民の方々と一緒にになって様々な働きかけを暴走族に対して行つたという側面も一方である。そういう意味で、あれも総合的な取組だったんではないかと、私ども

は考えている。

この犯罪を減らすという手法というのは、幾つもあるわけで、現実には警察が犯人を検挙する、しかもその検挙が罰則、刑事手法として役に立つよう、そうした重罰にかけられるというようなこともまた一方で必要なことがある。

また一方で環境整備、推進会議や県民が一緒になってやっていく、という側面もまた必要なんだろうと考えている。

ここでの議論は、この条例はそうした罰則の方向については警察サイドなり、刑事司法の世界で考えるべきことで、もちろんそこに対する様々な提言はこの会議でしていただいてもよかろうかと思う。中心的な課題としては、そういう側面よりもむしろ県全体の取り組みとしてやっていくべきことを中心に進めていこうというものだろうと思う。確かにおっしゃいますように、こうした刑事司法の内容という犯罪を減らすという上で非常に重要なものが、一方でこの推進会議の権限というか責任の範囲の中に十分取り込まれていないのに、目標を掲げるのはどうかという議論は確かにご指摘のとおりで、理由があるというふうに私も思う。しかし、その部分は警察サイドでの犯罪捜査とかそうした点で、推進会議の一翼を担っている広島県警察がしっかり対応するということで、私どもの対応が足りない部分について推進会議でいろいろとご指摘をいただくということで、大方は対応できるのではないかと考えている。

全体としては推進会議として目標を立てるということは、我々では十分できないことを目標に立てるのはおかしいということにはならないのではないかと私は思っている。

★ 池内委員

実際の推進会議の位置づけと、広く警察の活動とタイアップしてやる、ということであれば理解できた。たまたま推進会議のあれだけ見るとその辺りがはっきりしないということで言わせていただいた。

★ 小川委員

本部長から説明があったが、これまでの懇談会をずっとやって、その間いろいろな活動をされたが、結果を見たらそれほど減ってなかったと話された。

しかし、増えなかつたということは非常に大きな成果だったのではないかと思う。

数値目標で、どの数字を目標にするかというのはいろいろあると思うが、一時期下がっていた平成8年あたりまでの数字に戻すというのは、やはり当面の目標とすれば、その数字は合理的なのかと考える。

それと減らなかつたということにそれなりの意義があると思うのは、懇談会でいろいろな資料をいただき、説明を受けたが、広島県は、他県に比べて防犯意識が低いという報告があった。

そういうことに対するいろんな働きかけにもなったのだと思う。

私が資料を提出させていただいたが、規範意識について、20代前後の人たちのアンケートを実施したが、これも非常に下がっていた。

暴走族の取締りなどを通じて、非常に毅然とした態度で、処罰すべきは処罰するという態度で臨んだということに対する評価というのは、いろんな方

面から声を聞くが、非常に 好意的にとらえられたのだと思う。
そういう意味では、規範意識の向上にもつながったのだと思う。
また、最近ピッキング等の問題も含めてハード面のことの話があつたが、これについても、ここにおられるメンバーを通じてハード面の整備ができれば目標達成、具体的な手法についてはこれからになると思うが、ハードの面、ソフトの面で対策を講じていけば、現できるかどうかは結果を見ないとわからないが、数字の設定としては平成8年頃の数値を目標にして3割減を目指すというのは、非常に根拠のある数字だと考える。

★ 県知事

自転車を停めるときは、チェーンをかける、あるいは人気車にはイモビライザーを装備する。更にはピッキングされにくいに錠に替える。学生さんから話のあった防犯意識、というか犯罪意識というものを教えていく、そういったことを県民が総力を挙げてソフト、ハードの両面から取り組んでいった場合に、竹花副会長から提案のあった3年で30パーセント削減を目標とするというのは、大変厳しいラインであるが、高い目標を持って努力してみることも重要ではないかと思う。これを目標として考えてみてはどうか。

★ 県知事

拍手を頂戴いたしまして、ご承認をいただいた。

今後は、3年間で30パーセントの減少を目標にして、今後、県民、事業者、関係団体、さらに行政が一体となって各種取組を進めていく。

皆様にも今後より一層のご協力をよろしくお願ひする。

～3年間で30パーセントの減少を目標決定～

● その他の意見

★ 県知事

NPOマンション協会の竹山委員に伺います。ピッキング盗などに対して、ピッキングに遭いにくい鍵に替えるとか、あるいはマンションの玄関等に監視カメラを付けるとか、そういういた動きはどうか。

★ 竹山委員

当協会は、建築の指針を持っており、最近のマンションについては、そういうハード面ではかなり防犯マンションとして進んできている。特にピッキングについては、昨今話題になっているし、色々な講習会、セミナーでやっており、住民の方、あるいは管理組合の方が非常に関心を持っていただいて、自治体全体でピッキングできない鍵に取り替えるとか、非常に進んできている。

そういう面で防犯対策はなされているが、今度は逆に、バールを使って壊すとか、最近、ATMが重機ごと持っていくかのように設備を向上させれば、さらにその上をいくような犯罪がやっぱりここにきて起こってきているようで、数は減っているが、凶悪化といいますか上をいくような形でなされている、というような点も見受けられる。更に一層、そういうことについてのセミナーであるとか、それに対応するようなことをやっていくことが重要となる。それはコストとかいろいろな面倒があるが、やっていかないと件数がなかなか減っていかないのではないかと考えている。

★ 県知事

イモビライザーの話も出てるが、自動車盗難等防止連絡協議会の清田委員、その普及率とかは増えているのか。

★ 清田委員

狙われているのは、人気車である。車を販売する上においては、人気があるというのは本当にありがたい。高級車あるいは人気のある車種については、防犯装備としての標準装備として徐々に、備え付けられている傾向にはなっている。

そのほかについては、いろんな防犯機器があるので、個々につけていただく形になろうかと考えている。

★ 県知事

自転車盗の話が出たが、実は私の娘が、新品を買っては、その新品を盗まれるということが繰り返し、後で聞いてみるとしっかり鍵を掛けてなかったというケースが大部分であった。今日は、修道大の濱田さん、女学院大の山本さん、広大の里村さんが来られているが、中学生、高校生時代にしっかり鍵をかけたのに、あるいはチェーンをまいてかけていたのに盗まれたというような経験はお持ちでないか。

★ 濱田委員

チェーンも掛けて、駅の駐輪場に置いていたけども、一気に車体ごと持つ

ていかれた経験がある。

その駅は、多発していたものと思う。

★ 県知事

山本さんはいかがか。

★ 山本委員

盗まれた経験はないが、近所の友達の家に置いてあった自転車を盗ってどこかの駅に行くのに使った人がいるようで、探して近くの駅で見つかったが、家に置いていても盗まれることがあるんだと知らされた。

★ 県知事

里村さんはいかがか。

★ 里村委員

私自身は、盗まれた経験はないが、賀茂地区の防犯組合連合会の方と活動しており、自転車を盗まれないためには二重ロックをかけるとか、そういう広報を駅の近くで活動したりしているのが、盗まれる台数が若干減ったということを聞いている。

駅に行くために、たまたまあった自転車を使うとか、そういう犯罪行為とかを気軽にやってしまう人が比較的いると思う。

それは本当に犯罪行為だということをもっと広く、若いうちから、小学生のうちから教えていくことが必要だと思う。

★ 県知事

濱田委員の場合には、チェーンをかけていたのを盗まれてしまったという大変不幸なケースだと思う。諸外国では、チェーンで並木とかガードレールにくくりつけるとか、前の車輪を外して、それだけを持ち歩くとか、そういうことまでして盗難防止をしている。日本でも、あるいは広島でそこまでいって欲しくないという気持ちがある。

● 閉会あいさつ【県知事】

本日の予定しておりました議事は終了。

委員の皆様方には、今日は、熱心なご議論をいただき、感謝申し上げる。

設立総会ということで、委員の皆様には、目標設定を中心にご意見をいたいた。

今後、本会議を毎年、「減らそう犯罪」の日である10月11日、休日と重なるときはその前後に開催することとしているが、この会議におきましては各種の取組を皆様にご紹介し、ご意見等をいただくとともに、本日決まりました目標に対する進捗状況の確認の場としたいと考えている。

いずれにしても、安全なまちづくりは、県民全ての願いである。

安全な県民生活の実現を目指し、犯罪の起こりにくい広島県づくりをすすめて行くために、この推進会議が大きな原動力となりますことを願ってやまない。

最後に、委員の皆様方には、今後とも、「広島は、安全で住みよい、活力あるまちである」と言われるよう、お力添えこころからお願ひ申し上げて、お礼のあいさつとする。